

厚木市指令第 257号
令和3年7月9日

一般廃棄物処分業許可証

厚木市金田 1141 番地 3
ベストトレーディング株式会社
代表取締役 堀内 継由 様

厚木市長 小林 常良



令和3年6月21日に申請のありました一般廃棄物処分業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 許可番号 | 第2-106号 |
| 2 営業所等の所在地
及び名称 | 厚木市金田 1141 番地 3
ベストトレーディング株式会社 |
| 3 事業の範囲 | |
| (1) 業の種類 | 処分 |
| (2) 取扱廃棄物の種類 | ごみ (一般廃棄物) |
| 4 許可区域 | 厚木市内 |
| 5 許可期間 | 令和3年7月9日から
令和5年7月8日まで |
| 6 許可条件 | 裏面のとおり |
| 7 備考 | |

一般廃棄物の処分業を行うことができる区域

	区域・事業所	住 所
1	厚木ヤクルト販売(株)	酒井2565
2	アンリツ(株) 厚木事業所	恩名5-1-1
3	青山学院大学	相模原市中央区淵野辺5-10-1
4	(株)ユカ厚木支店	岡田3-2-8
5	(株)ジャパンビバレッジセントラル厚木支店	飯山3015-1

- * 一般廃棄物の処分業を行うことができる区域の変更がある場合は、許可申請事項変更届により速やかに届け出ること。
- * 一般廃棄物の処分について、処理業者は前月分の事業実績を毎月10日までに実績報告書により提出すること。